

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

一 特別管理一般廃棄物であるダイオキシン類を含む汚泥について、廃棄物焼却炉である特定施設を有する工場又は事業場において生じたものにする事。 (第一条関係)

二 次に掲げる廃棄物を特別管理産業廃棄物として追加すること。 (第二条の四関係)

1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一に掲げる施設のうち、製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん及び当該ばいじんを処分するた  
めに処理したものであつてダイオキシン類を基準以上含むもの

2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場  
又は事業場において生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれら廃棄物を処分するために処理したも  
のであつてダイオキシン類を基準以上含むもの

3 水質汚濁防止法施行令別表第一の第七十一号の五に掲げる施設において生じた廃油(廃溶剤(ジク

口ロメタンに限る。 ) に限る。 ) 及び当該廃油を処分するために処理したもの(ジクロロメタンを基準以上含むもの。 )

4 水質汚濁防止法施行令別表第一の第七十一号の五に掲げる施設及び第七十一号の六に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものであつてジクロロメタンを基準以上含むもの

三 二の1及び2について埋立処分の基準を定めること。(第六条の五関係)

四 ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対象となる産業廃棄物処理施設に追加すること。(第七条関係)

五 その他所要の規定の整理を行うこと。

第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正

第一の二の1及び2に掲げる廃棄物を海域における廃棄物の処分場等に排出する際の基準を定めるところ。(第五条関係)

第三 下水道法施行令の一部改正

汚泥の処理基準の対象となるものとして、国土交通大臣及び環境大臣が指定することができる汚泥に、ダイオキシン類を含む汚泥を追加すること。（第十三条の四関係）

#### 第四 附則関係

- 一 平成十五年四月一日から施行するものとする。
- 二 罰則に関し所要の経過措置を設けること。